

村山市監査委員公告 第 26 号

財政援助団体監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により財政援助団体監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和 2 年 12 月 10 日

村山市監査委員 古瀬 忠昭

村山市監査委員 寺崎 智広

記

1. 監査の対象

一般社団法人 村山市観光物産協会

2. 監査の期間

令和 2 年 11 月 19 日から令和 2 年 12 月 10 日

3. 監査の範囲

令和元年度指定管理に係る出納その他事業の執行状況
(ふるさとふれあい学習館、バラ交流館)

4. 監査の方法

事前に提出を求めた財務関係諸帳簿など関係書類について審査を行うとともに、令和 2 年 11 月 19 日に関係職員から説明を受け、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

5. 監査の結果

指摘事項はなく、おおむね適正と認めた。